

21消安第4375号
平成21年7月27日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

英国から我が国向けに輸出される家きんの輸入一時停止措置の解除
について

英国から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入一時停止措置については、平成20年6月4日付け20消安第2741号消費・安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、英国家畜衛生当局から提供された情報により、弱毒タイプの鳥インフルエンザの発生が確認されている同国ウィルトシャー州以外の地域における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確な対応をお願いします。

記

- 1 ウィルトシャー州以外の地域からの家きんについて
 - (1) 以下の品目については、輸入停止措置を解除する。
家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びに平成21年7月27日以降に孵化したそれらの初生ひなに限る。）
 - (2) 羽毛については、輸入検査時の消毒措置から除外する。
- 2 ウィルトシャー州からの家きんについて輸入停止措置を継続する。
- 3 家きん肉等については、輸入条件の交渉中であり、今次、英国側からの解禁要請もないことから、引き続き輸入停止措置を講じることとする。